

情報なんぶ

令和7年1月16日発行

南部町行政だより 第259号

総務課 電話66-3112

<http://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / soumu@town.tottori-nanbu.lg.jp

■ 「たすかーど」全町民5,000ポイントの付与について ■

物価高騰により影響を受けている町民の皆様の生活支援を目的に、「たすかーど」に5,000円分のポイントを付与しています。使用期限までにお買い物などでご使用ください。

【付与ポイント】 町民の方1人につき5,000ポイント

【付与方法】 皆様がお持ちのたすかーどに、12月25日（水）に自動で付与しています。
※受け取りの手続きや操作は不要です。

【使用期限】 3月31日（月）

【その他】 たすかーどを紛失された方はカードを再発行しますので、ご本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証、等）をご持参の上、企画政策課（法勝寺庁舎）にお越しください。

【問い合わせ先】 企画政策課 ☎66-3113

■ サイレン放送の中止を検討しています ■

南部町では、令和7年4月1日からサイレン放送（朝6時、昼11時30分、夕方17時）を中止することを検討しています。検討結果については、改めてお知らせします。

【問い合わせ先】 総務課 ☎66-3112

■ 南部町こども家庭センターのロゴマークデザインを募集します ■

令和7年4月に南部町こども家庭センターの開設を予定しています。多くの町民の皆様に親しまれるようなロゴマークのデザインを考えてみませんか？みなさんのアイデアをお待ちしています！

詳しい募集要項は、南部町ホームページまたは応募用紙をご確認ください。

【募集概要】

施設概要	南部町で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、専門職員が連携して切れ目ない相談支援を行う総合窓口です。
応募資格	南部町内に在住・在勤・在学の方
応募作品数	1人3点まで
応募方法	次の事項を記載して、郵送、電子申請、テノヒラ役場または窓口に直接ご提出ください。 ①氏名（ふりがな） ②年齢 ③住所 ④電話番号 ⑤メールアドレス ⑥ロゴマークのデザイン ⑦ロゴマークの説明と意味
応募用紙	南部町ホームページまたは電子申請からダウンロードしていただくか、子育て支援課窓口でお受け取りください。
募集期間	1月22日（水）から2月12日（水）（当日消印有効）
賞品	最優秀賞1名「たすかーど」ポイント10,000円相当を進呈



▲電子申請用二次元コード

【応募・問い合わせ先】 子育て支援課 ☎66-5525 FAX66-5523

〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭482番地

■ 町営住宅の入居者募集について ■

＜１＞落合団地

団地名	区分	建築年度	構造	部屋数	面積	家賃月額
落合団地 １４号 (車いす用住宅)	町営住宅	平成１４年	木造平屋建	３ＬＤＫ	78.2㎡	18,200～27,100円

※家賃月額は毎年度変わる可能性があります。(表記は令和６年度の家賃月額です)

入居者の資格

- ・世帯の収入が公営住宅法に定める収入基準に合うこと(月平均所得が15万8,000円以下)
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな人
- ・市町村税を滞納していないこと
- ・落合団地１４号(車いす用住宅)は、入居者または同居者が車いす使用身体障がい者の世帯のみ
- ・その他

＜２＞越敷野団地

団地名	建築年度	構造	部屋数	面積	家賃月額
越敷野団地 ３号	平成１２年	木造２階建	３ＬＤＫ	94.4㎡	20,000円

入居者の資格

- ・会見第二小学校に通学させる児童または申込みの次の年度に会見第二小学校に就学させる児童が同居人であること
- ・入居者及び同居予定者が市町村税を滞納していないこと
- ・その他

＜１＞・＜２＞共通の注意事項

※家賃月額にはＣＡＴＶ使用料、駐車場使用料を含みません。別途負担をお願いします。

※申し込みの際に入居者の資格、必要書類やご不明点等があれば南部町ＨＰをご覧ください。建設課へお問い合わせください。

【申込受付期間】 １月２７日(月)～２月１３日(木)

【入居選考方法】 提出書類を審査し、入居決定者へ通知します。

※申込者多数の場合は抽選で入居者を決定します。

※申込は１世帯１住戸のみです。

【入居時の必要事項】 敷金(家賃３か月分)の納付及び連帯保証人(２名)が必要です。

【申込・問い合わせ先】 建設課 ☎ ６６－３１１５

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。介護についての日頃の思いを話し合う場です。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

【日 時】 ２月２８日(金) 午前１０時～正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【場 所】 キナルなんぶ２階 会議室

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎ ６６－５５２４

■ 事業用の償却資産をお持ちの方は毎年１月末までに固定資産税（償却資産）の申告が必要です ■

南部町内に事業用の償却資産を所有している方は、毎年１月１日現在における償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、その他当該償却資産の価格決定に必要な事項について、毎年１月末までに申告が必要です。（地方税法第３８３条）

申告用紙の請求や申告方法など、ご不明な点は税務課までお問い合わせください。

【申告が必要な方】 個人や法人で農業や店舗・会社経営、アパート貸付など、事業を行っている方で、
１月１日現在に償却資産を所有している方

【提出期限】 １月３１日（金）

【提出先】 税務課（〒６８３－０３５１ 南部町法勝寺３７７番地１）

【申告対象の一例】

種 類		資産の例示
第１種	構 築 物	ビニールハウス、看板、門、へい、フェンス、舗装路面、煙突、水槽、貯水池、側溝、庭園、ネオン、土木設備、設備造作など
	建物附属設備	内装・内部造作、その他建築設備など
第２種	機 械 ・ 装 置	農業用機械（乾燥機、脱穀機、管理機、草刈機等）、その他業務用設備、太陽光発電設備など
第３種	船 舶	ボート、釣船、漁船など
第４種	航 空 機	飛行機、ヘリコプターなど
第５種	車両・運搬具	自転車、リヤカー、荷車、構内運搬車、フォークリフト、ショベルローダー、大型特殊自動車など
第６種	工具器具・備品	机、椅子、ロッカー、応接セット、テレビ、パソコン、エアコン、陳列ケース、その他業務用備品など

※所得税や法人税の申告において減価償却費として必要経費に算入している資産は、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

※ただし、土地・家屋のほか、自動車税・軽自動車税の課税対象になっている車両及び一括償却資産（取得価額が１０万円以上２０万円未満の資産でその１／３相当額を取得以降３年間で必要経費に算入する資産）は除きます。

【問い合わせ先】 税務課 ☎６６－４８０２

■ 「オレンジカフェ」開催のお知らせ ■

介護にかかわる方々のほか、地域のどなたでも自由に参加できる集いの場「オレンジカフェ」を開催します。介護や認知症についての個別相談もできます。

※参加申し込みは不要です。ご都合に合わせてご参加ください。

開催中止の場合は防災無線放送にてお知らせします。

《 さくらカフェあいみ 》

日 時	２月４日（火） 午後１時３０分～３時３０分
場 所	「てま里」交流スペース （天萬庁舎近く）
内 容	みんなで体を動かそう
お茶代	１００円

《 米やカフェ 》

日 時	２月１８日（火） 午前９時３０分～１１時００分
場 所	えん処 米や （旧法勝寺街道）
内 容	昔を語ろう！懐かしいあの話この話
お茶代	１００円

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎６６－５５２４

■ スマホ教室・なんでもスマホ相談会のご案内 ■

たすかーどポイント進呈対象事業！たすかーどをご持参ください。

スマホの使い方が分からない方、復習したい方は是非ご参加ください。（※年齢制限なし・参加費無料）

《なんでもスマホ相談会》 ※定員：各時間 1 名

もうすぐ、確定申告の時期がやってきます。スマホで確定申告をする準備をしませんか？

その他、スマホの「困った！」と一緒に解決しましょう！ デジタル推進員がアドバイスします。

開催日	場所	予約時間 【注：天萬庁舎での開催は午前のみとなります】
2月7日（金）	キナルなんぶ 2階 小会議室	①午前10時～10時30分 ⑤午後1時30分～2時
2月13日（木）	天萬庁舎 3階 会議室A	②午前10時30分～11時 ⑥午後2時～2時30分
2月17日（月）	キナルなんぶ 2階 小会議室	③午前11時～11時30分 ⑦午後2時30分～3時
2月26日（水）	天萬庁舎 3階 会議室A	④午前11時30分～正午 ⑧午後3時～3時30分

《第73回 スマホ教室》 ※定員：20名

開催日時	場所	内容	講師
2月9日（日） 午前10時～正午	キナルなんぶ 2階中会議室	LINE応用編 LINEのおもしろ・便利機能を使って みよう！エフェクト機能、アルバム機能	・デジタルリーダー （町青年団・高校生） ・デジタル推進員

【申込締切】 各開催日の前日正午まで

【申込方法】 ①電話 ②メール ③南部町LINE公式アカウント
のいずれか

※氏名、住所、電話番号、希望の開催日と時間、お使いのスマホの
機種（任意）をお知らせください。

【問い合わせ先】 デジタル推進課 ☎46-0108 e-mail：



▲申込用
二次元コード

■ 「南部町こども計画（案）」についてご意見をお寄せください ■

令和7年度から5年間の町のこども・子育て支援施策の基本指針となる「南部町こども計画」を策定します。「南部町こども計画（案）」について、皆様からご意見をお寄せください。

【募集期間】 1月24日（金）～2月14日（金）午後5時15分まで

【閲覧方法】

オンライン： ○テノヒラ役場 ○南部町ホームページ

閲覧できる施設： ○子育て支援課（健康管理センターすこやか） ○役場法勝寺庁舎 ○役場天萬庁舎

【意見を提出できる方】 次のいずれかに該当する方

- （1）南部町内に住所を有する方
- （2）南部町内の事務所または事業所に勤務する方
- （3）南部町内の学校に在学する方
- （4）南部町こども計画に関し利害関係を有する方



【提出方法】

◇閲覧場所にある意見用紙、または任意の様式にご記入いただきご提出ください。

任意様式の場合は、氏名・住所・連絡先（電話番号、＜任意＞メールアドレス）を必ず記載ください。

◇郵送、電子申請、テノヒラ役場（まちづくりメニュー）または子育て支援課に直接ご提出ください。

※電話、口頭での受付はしていません。窓口受付は、期間中の平日午前8時30分から午後5時15分。

【応募意見について】 お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、後日ホームページ上で公開します。
個別の回答は行いませんのでご了承ください。

【提出・問い合わせ先】 子育て支援課 ☎66-5525 FAX 66-5523

〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭482番地

▲電子申請用
二次元コード